

コンプライアンス規程

制定: 令和8年5月27日

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)における法令・定款及び社会的規範の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関する基本的な事項を定め、もって当協会の社会的信用の維持・向上及び健全な組織運営に資することを目的とする。

第2条 適用範囲

この規程は、当協会の役員(理事・監事)、職員及び次の各号に掲げる者(以下総称して「構成員」という。)に適用する。

- 登録選手
- 登録指導者
- 登録審判員
- ボランティア・運営スタッフ
- その他当協会の事業・活動に参加する者

第3条 遵守すべき法令等

構成員は、次の法令・規範等を遵守しなければならない。

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の関係法令
- スポーツ庁の指針及び JPC ガバナンスコード
- 当協会の定款・規程・内規
- 社会倫理・スポーツマンシップ・フェアプレーの精神

第2章 禁止行為

第4条 ハラスメントの禁止

構成員は、次の各号に掲げるハラスメント行為を行ってはならない。

- パワーハラスメント(優越的な関係を背景とした身体的・精神的苦痛を与える行為)
- セクシャルハラスメント(性的な言動により不利益を与え、又は環境を害する行為)
- マタニティハラスメント(妊娠・出産・育児等に関する言動により不利益を与える行為)
- その他の嫌がらせ・いじめ・暴力行為

第5条 暴力行為・体罰の禁止

構成員は、いかなる状況においても、暴力行為・体罰・威圧行為を行ってはならない。

第6条 個人情報の保護

構成員は、個人情報保護法その他関係法令に基づき、個人情報を適正に管理し、目的外の利用・第三者提供・漏洩防止に努めなければならない。

第7条 利益相反行為の禁止

構成員は、私的利益と当協会の利益が相反する取引・行為を行う場合は、事前に当協会に届け出、承認を受けなければならない。

第8条 反社会的勢力との関係遮断

構成員は、暴力団その他の反社会的勢力とは一切の関係を持つてはならない。

第9条 アンチ・ドーピング

登録選手及び指導者は、世界アンチ・ドーピング規程(WADA 規程)及び日本アンチ・ドーピング機構(JADA)の規則を遵守しなければならない。

第3章 コンプライアンス体制

第10条 コンプライアンス委員会

当協会は、コンプライアンスに関する監督・指導機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会の組織・権限・運営に関しては、コンプライアンス委員会規程の定めるところによる。

第11条 相談・通報窓口

当協会は、構成員がコンプライアンス上の問題を相談・通報できる窓口を設置し、当協会ウェブサイト及び事務局において周知する。

相談・通報窓口の運営及び通報者の保護に関しては、公益通報・相談窓口規程の定めるところによる。

第12条 コンプライアンス教育・研修

当協会は、構成員に対して年1回以上のコンプライアンス研修を実施する。

研修の内容は、ハラスメント防止、個人情報保護、アンチ・ドーピング、ガバナンスコードの解説等を含む。

第4章 違反への対応

第13条 調査及び処分

コンプライアンス違反が疑われる場合、コンプライアンス委員会は速やかに調査を開始する。

違反が認定された場合は、懲罰規程に定める手続に従い処分を行う。

第14条 報復行為の禁止

当協会は、コンプライアンス違反の相談・通報を行った者に対して、いかなる報復・不利益取扱いも行ってはならない。

第5章 情報公開

第15条 規程の公表

この規程は、当協会ウェブサイトに掲載し、構成員に広く周知する。

第6章 雑則

第16条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議による。

第17条 施行

この規程は、令和8年5月27日から施行する。

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
理事長 牛尾 洋人